

(1) 現状

- 令和6年6月から実施している「地域共生社会の在り方検討会議」にて、包括的な支援体制の整備／重層的支援体制整備事業に関し、包括的な支援体制の整備が全ての市町村に努力義務として規定されているものであって、重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備のための手段の1つである中で、事業の実施自体が目的化していること
- 同体制の整備・同事業の実施にあたり、組織的な検討や、地域資源・ニーズを把握する等のプロセスを経していない場合があることが論点とされていることは、先般の令和6年度全国厚生労働関係部局長会議で示したとおりである。
- また、包括的な支援体制の整備を行うための手段として、重層的支援体制整備事業が効果的に機能しているか（同事業に対する交付金が効果的に活用されているか）等の観点から、財務省において予算執行調査が行われ、令和6年6月に結果が公表されたところ。
- 同調査では、多機関協働事業等について以下の指摘がなされ、同事業の令和7年度予算案額について、約10億円の減額が行われている。
 - ・ 同事業の支援実績が0件の市町村があったほか、同じ支援実績件数でも市町村により事業費に大きな差が出ていた。
 - ・ 2割程度の市町村が、事業対象である地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを把握していなかった。
 - ・ 8割程度の市町村が、同事業の成果を把握するための定量的な目標を設定していなかった。

(2) 令和7年度以降の取組

- 検討会議の論点や予算執行調査での指摘等を踏まえ、次年度以降、以下の取組を行うこととする。（概要は22～26頁参照）

| | |
|----------------------|--|
| ① 包括的な支援体制の整備の考え方の提示 | ・ 人口減少社会において、包括的な支援体制の整備を行うことの必要性、体制整備という目的に照らして手段を選択することの重要性、地域福祉計画の活用を含め、整備に係る考え方の提示 等 |
| ② 重層的支援体制整備事業の適切な運用 | ・ 既に重層的支援体制整備事業を実施している市町村も含め、実施の必要性の確認 ・ 多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し ・ 多機関協働事業等による支援実績件数の公表／支援実績件数が少ない場合の状況確認 ・ 多機関協働事業等の実施要綱における取扱の明確化（スタートアップに係る支援であることの明確化、多機関協働事業の原則委託禁止、継続的支援事業・参加支援事業の適切な運用） 等 |
| ③ 重層事業への移行準備事業の適切な運用 | ・ 重層的支援体制整備事業の実施にあたり必要なプロセスを踏んでいるか等の確認の徹底 等 |
| ④ 都道府県による後方支援の強化 | ・ 市町村が目的に照らして手段を選択できるようにするための支援／市町村のニーズを踏まえた支援を行っているかの確認等を含めた、都道府県による後方支援策の強化 等 |
| ⑤ 市町村の管理職／都道府県への研修 | ・ 地域共生社会の理念、包括的な支援体制の整備手法、政策立案力向上等に係る研修の実施 |

地域共生社会の在り方検討会議 概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

| | | | |
|--------|--|------------|--|
| 朝比奈 ミカ | 市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長 | 上山 泰 | 新潟大学法学部法学科教授 |
| 尼野 千絵 | 特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささあい推進室コーディネーター | 菊池 馨実 | 早稲田大学理事・法学学術院教授 |
| 石田 路子 | 特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長 | 栗田 将行 | 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長 |
| 伊藤 徳馬 | 茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐 | 田中 明美 | 生駒市特命監 |
| 奥田 知志 | 特定非営利活動法人抱樸 理事長 | 中野 篤子 | 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事 |
| 勝部 麗子 | 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長 | 永田 祐 | 同志社大学社会学部社会福祉学科教授 |
| 加藤 恵 | 社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長 | 原田 正樹 | 日本福祉大学学長 |
| 鍋木 奈津子 | 上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授 | 松田 妙子 | NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表 |
| | | (座長) 宮本 太郎 | 中央大学法学部教授 |

④今後のスケジュール（予定）

令和6年6月27日：第1回、7月29日：第2回、8月21日：第3回、9月30日：第4回、10月29日：第5回、11月26日：第6回、12月26日：第7回
令和7年1月31日：第8回、令和6年度末：中間的な論点整理 令和7年夏目途：取りまとめ（令和7年夏以降：関係審議会で議論）

地域共生社会の在り方検討会議における主な論点

■ 地域共生社会の理念・概念の再整理【第4回（9/30）】

①地域共生社会の実現に向けた取組

■ 包括的支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方【第2回（7/29）】【第6回（11/26）】【第8回（1/31）】

■ 福祉以外分野との横断的な連携・協働の在り方【第4回（9/30）】

②地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応

■ 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への支援（相談窓口・総合的支援策）の在り方【第5回（10/29）】

■ 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方【第5回（10/29）】

③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

■ 法制審議会における議論等（法定後見制度の開始・終了等に関するルールの在り方等の見直し）も見据えた、総合的な権利擁護支援策の充実の方向性等【第3回（8/21）】

- ・ 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
- ・ 「中核機関」（※）に求められる役割及びその位置付け

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

※その他、社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等についても議論予定【第7回（12/26）】

地域共生社会の在り方検討会議（第6回）

令和6年11月26日

資料2

本日も議論いただきたい事項

○ 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の施行状況を踏まえた課題として、どのような点が考えられるか。また、課題に対して、どのような改善方法が考えられるか。

制度運用状況や検討会議におけるご意見等を踏まえ、特に、以下の点についてご議論いただきたい。

①（重層的支援体制整備事業を活用せず、）包括的な支援体制の整備を進めている市町村の取組について、どう考えるか。

※ 例えば、包括的な支援体制の整備が基本で、重層的支援体制整備事業は手段という枠組みとしている中で、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が大幅に増加している現状について、どう考えるか。

② 包括的な支援体制の整備を推進するための方策について、どう考えるか。

※ 例えば、一部の市町村では整備に向けた検討が進んでいないことや、整備にあたってのノウハウ等を求める声が多い現状について、どう考えるか。また、市町村においては、相談支援の包括化を進めており、地域づくりまで進めることが難しいという現状について、どう考えるか。その他、福祉以外分野との連携・協働にあたっては、他分野との連携の必要性の認識不足が解消されない等の現状について、どう考えるか。

③ ②の方策を考える上で、都道府県の役割について、どう考えるか。

※ 例えば、現在の都道府県の支援は、市町村への情報提供が中心であり、具体的な支援まではあまり実施していない現状について、どう考えるか。また、都道府県が支援機関となる分野について、市町村等の支援機関との連携が進んでいない現状について、どう考えるか。

④ 重層的支援体制整備事業を実施する市町村が毎年度大幅に増加する中で、質の向上を図り、メリハリのある事業とし、持続可能な制度としていくための方策について、どう考えるか。

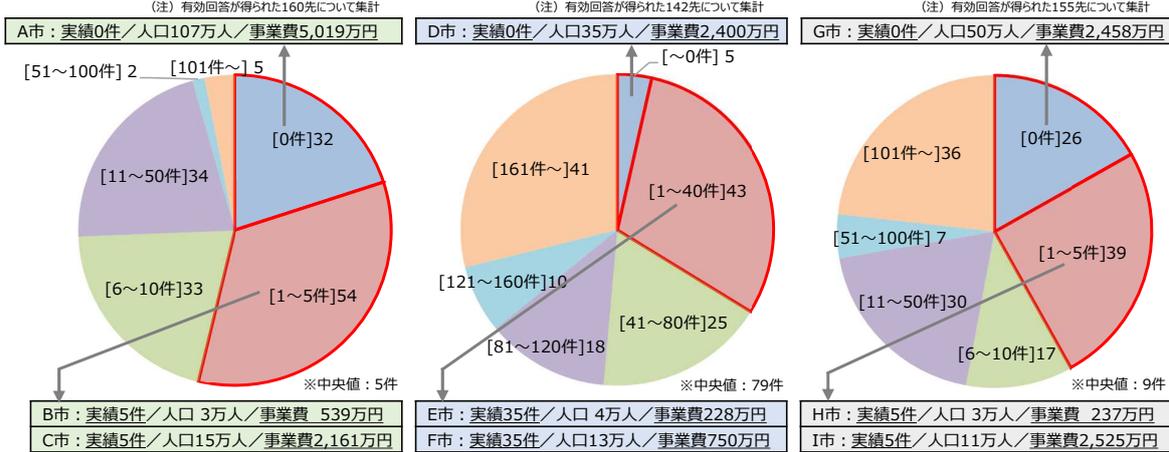
※ 例えば、
・ 包括的な支援体制の構築や重層的支援体制整備事業の開始にあたって、必ずしも、組織的な検討を経ていない場合や、地域資源やニーズを把握する等のプロセスを経ていない場合がある現状について、どう考えるか。また、定期的なPDCAの実施について、どう考えるか。
・ 多機関協働事業について、各相談支援機関に負担感がある中で、その役割を超えて運用されているケースがあることや、市町村によって運用方法にばらつきがある現状について、どう考えるか。
・ 多機関協働事業による体制構築が進んだ場合の対応として、既存の支援関係機関等が自ら調整して役割分担や支援方針を決定することとする方向性について、どう考えるか。

⑤ 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の実施にあたって、地域住民や多様な主体が参画し、地域の特性を踏まえた持続可能な取組としていくための方策について、どう考えるか。

重層的支援体制整備事業② (各事業の実施状況)

- 多機関協働事業等は、関係機関の連携体制構築・対応力向上なども目的としたものではあるが、それがどのように支援実績につながっているかの確認を行ったところ、**いずれの事業についても実績0件の自治体があった**。特に、**多機関協働事業と参加支援事業については、実績0件の自治体が2割程度を占めていた**。実績0件の自治体では、多くが関係機関の連携体制の構築等の観点からは効果があったと回答をしているものの、**体制構築が支援実績につながっていない可能性が高い**。
また、支援実績の中身を見ると、**支援実績が同数であるものの、自治体の規模が異なることから、事業費に大きな差が生じている**ケースもあった。
- 実施自治体の意見の中には、「事業の意義が関係各課等に浸透することにより、分野・立場を超えた支援体制が推進された」という声がある一方で、「重層的支援体制整備事業に移行したからと言って、現場的には何も変わっていない」「これまでの取組や他の事業により、相当する機能は充足している」という声もあった。
- このため、今後も新たに多機関協働事業等を実施する自治体の増加が見込まれる中で、これらの自治体は**予め支援ニーズの把握等を通じて事業実施の必要性を十分に検証することが必要であり、厚生労働省は、適切に助言・指導を行うべき**。

【図1】多機関協働事業における支援実績（重層的支援会議につながった件数）
【図2】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における支援実績（訪問相談件数）
【図3】参加支援事業における支援実績（支援実施件数）



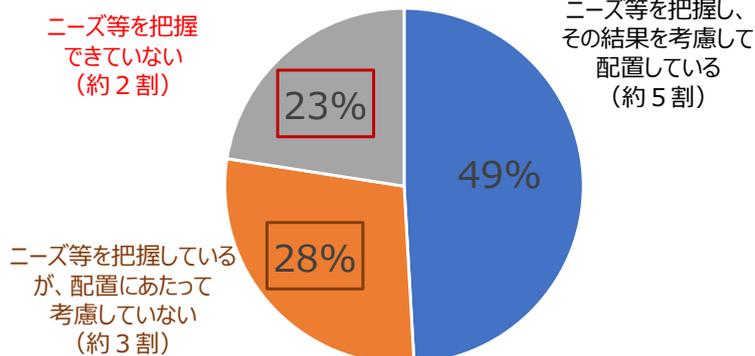
(注) 左記の支援実績について、実績0件の自治体においても、
・ 多機関協働事業の効果として、「庁内での情報共有、役割分担、連携による支援がしやすくなった」、「外部の関係機関との情報共有、役割分担、連携による支援がしやすくなった」といった回答が大半の団体からなされていること、
・ 参加支援事業の効果として、「新たな社会資源の創出、あるいはそれに向けた情報収集や検討等につながっている」、「関係機関間の信頼関係が深まった」といった回答が半数程度の団体からなされていること
について、留意が必要。

(出所) 令和6年度予算執行調査の調査結果 (令和6年6月公表分)

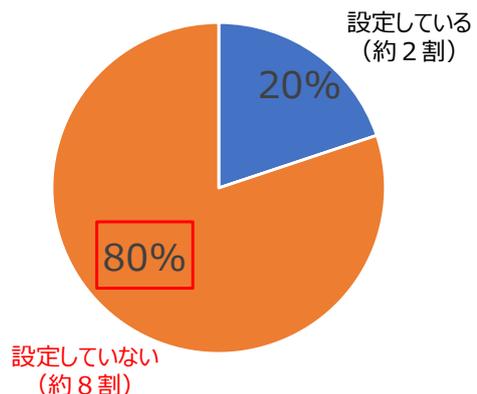
重層的支援体制整備事業③ (定量的な目標設定・効果検証)

- 自治体が重層的支援体制整備事業の実施にあたり、支援ニーズの把握状況や定量的な目標設定の状況について確認したところ、
・ まず、自治体が事業対象である地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを把握し、その結果を支援員等の配置に考慮しているかを確認すると、**支援ニーズを把握しているが支援員等の配置に反映していない自治体が3割程度、支援ニーズを把握していない自治体が2割程度**あった。
・ 多機関協働事業等における事業成果を把握するための定量的な目標を設定しているかを確認したところ、**8割程度の自治体が定量的な目標を設定せずに事業を実施していた**。
- このため、効果的・効率的に多機関協働事業等を実施し、関係機関の連携体制構築等や支援実績に結びつけることができるよう、**自治体は支援ニーズの把握や定量的な目標設定を適切に行うなど、PDCAの取組を確立・徹底すべき**。厚生労働省は、そのための支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方などを明確化し助言等を行うべき。

◆ 支援ニーズの把握状況



◆ 定量的な目標設定の状況



(出所) 令和6年度予算執行調査の調査結果 (令和6年6月公表分)

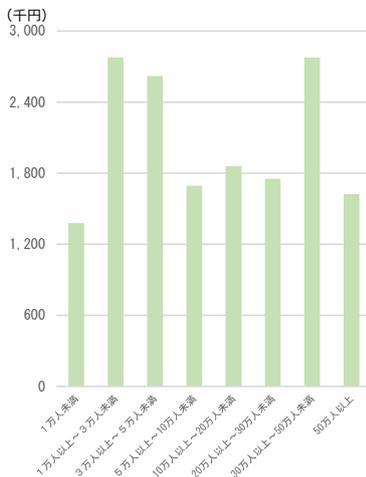
重層的支援体制整備事業④（補助基準の見直し）

- 多機関協働事業等の補助基準は、人口規模のみに応じて補助を行うものとなっている。これに対して、支援実績1件当たり事業費について見ると、人口規模別で同水準になっているとは言えず、ばらつきが大きい結果となっている。
- 支援実績が同じでも事業費に差が生じていることも踏まえれば、人口規模のみに応じた補助を行っていることで、実績に対して過大な補助を行っているケースがある可能性がある。
- このため、現行の人口規模のみに応じた補助基準から、支援ニーズや支援実績などに重点を置いた効果的・効率的な補助に改めるべき。

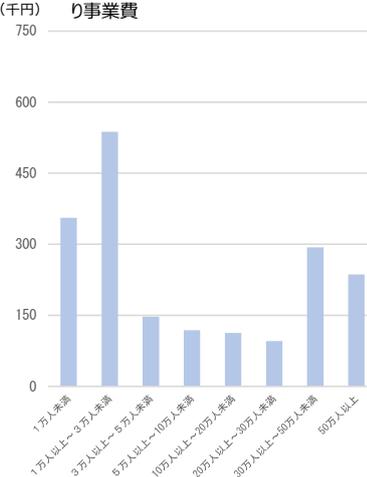
【表1】多機関協働事業等の補助基準

| 人口区分 | 基本額 ※3事業合計 |
|---------------|---------------|
| 1万人未満 | 25,300,000円 |
| 1万人以上～3万人未満 | 28,000,000円 |
| 3万人以上～5万人未満 | 31,000,000円 |
| 5万人以上～10万人未満 | 33,800,000円 |
| 10万人以上～20万人未満 | 42,000,000円 |
| 20万人以上～30万人未満 | 50,500,000円 |
| 30万人以上～50万人未満 | 56,000,000円 |
| 50万人以上 | 61,800,000円 |

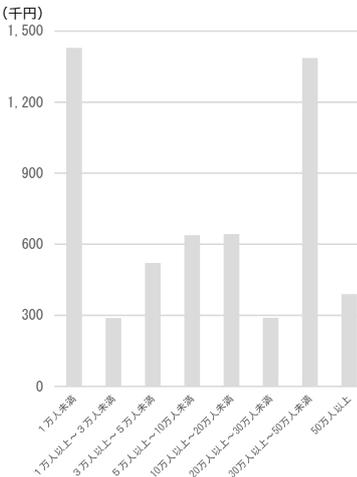
【図1】多機関協働事業における人口規模別の支援実績1件当たり事業費



【図2】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における人口規模別の支援実績1件当たり事業費



【図3】参加支援事業における人口規模別の支援実績1件当たり事業費



(出所) 令和6年度予算執行調査の調査結果(令和6年6月公表分)

重層的支援体制整備事業⑤（より中長期的な在り方）

- 現在、厚生労働省の「地域共生社会の在り方検討会議」において、重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方の議論と並行して、身寄りのない高齢者等への対応など、各分野共通の課題についての議論が行われている。
- また、多機関協働事業等は、関係機関の連携体制構築・対応力向上なども目的としたものではあるが、現状、事業開始直後の対応として、多機関協働事業者が既存の支援関係機関等の役割分担を行い、支援プランを決定している。今後の制度の在り方・発展については、持続性の観点も踏まえ検討する必要がある。
- このため、多機関協働事業による体制構築が進んだ場合の対応として、既存の支援関係機関等が自ら調整して役割分担や支援方針を決定することとする制度の方向性を検討すべき。その際、各分野にまたがる課題への対応がなされる場合は、各分野の役割分担に応じた費用分担を求めるとも検討すべき。

◆地域共生社会の在り方検討会議での議論の視点

①地域共生社会の実現に向けた取組について

◆包括的支援体制の整備の現状と今後の在り方について

- ・ 包括的支援体制整備と重層事業の関係性
- ・ 包括的支援体制整備における都道府県の役割

◆重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方について

・重層事業のこれまでの取組状況等の実態把握・効果検証やその方策、財源の在り方を含む持続可能な制度設計

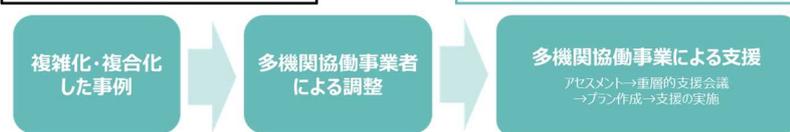
- ・ 生活困窮者自立支援制度と重層事業との関係

◆分野横断的な支援体制づくり・地域づくりの促進等について

- ・ 福祉分野内、福祉分野外の類似施策や関係施策との連携
- ・ 災害時の被災者支援との連携

◆多機関協働事業による体制構築（イメージ）

多機関協働事業開始直後の対応



多機関協働事業による体制構築が進んだ場合の対応



(出所) 第一回地域共生社会の在り方検討会議(令和6年6月27日)

(注) 「地域共生社会の在り方検討会議」では、②地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応、③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実等についても議論。

予算執行調査の反映状況

「予算執行調査の反映状況」(令和7年度予算政府案)
(令和7年1月 財務省主計局) 抜粋

令和6年度は31件の調査を実施。調査結果を踏まえ、事業等の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、的確に反映。

◆主な反映状況の具体例

(5) 地域課題解決のためのスマートシティ推進事業 (総務省：一般会計)

【反映額：▲3億円】

<事業の概要>

防災、少子高齢化、過疎化、地域活性化、安心・安全なまちづくりなどの地域課題を、デジタル技術やデータを活用することで、より効率的・効果的に解決することを目指す、「スマートシティ」の取組を支援するものである。(補助対象：自治体、自治体と連携する民間団体等、補助率：1/2)

本事業が目指す「スマートシティ」は、地域間や分野間で官民が相互に連携させることで、より効率的・効果的なサービスの提供を可能とし、地域課題解決に役立つようとする取組である。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 本事業によるスマートシティで提供されるサービスには、住民ニーズが低いものや、「スマートシティ」でなくても提供可能なものが含まれている。
- データ連携が進まない結果、サービスが充実しないため住民の利用も進まず、関係者の理解も進んでいない状況にある場合が多いことを踏まえると、本事業を継続しても「スマートシティ」は実現されないと考えられる。
- したがって、本事業は廃止すべきである。データ連携基盤を含むICTインフラの導入を支援する際には、ICTインフラの導入ありきではなく、どのように課題を効率的・効果的に解決するのかについて、十分に検討することが求められる。

反映の内容等

- 地域課題の解決や地域活性化のため、デジタル技術やデータの活用によって新たな価値を創出するデータ利活用型のスマートシティ推進事業を平成29年度から実施してきたものの、**予算執行調査における指摘等を踏まえ、令和6年度で本事業の予算措置を終了することとした。**
- なお、スマートシティの実現を目指す自治体等に対しては、これまでに実施したスマートシティ関連事業の周知・広報等の情報提供や助言等を行う。

(15) 重層的支援体制整備事業 (厚生労働省：一般会計)

【反映額：▲10億円】

<事業の概要>

介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援及び地域づくりを行う既存事業の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援といった新たな機能を追加し、市町村が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援を実施する事業である。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 自治体が効果的・効率的に多機関協働事業等を実施し、関係機関の連携体制構築等や支援実績に結びつけることができるよう、**厚生労働省は、実態把握と効果検証を行った上で、業務フローを確立する観点から、支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方などを自治体へ明確に示すべき。**
- 補助体系について、現行の人口規模のみに応じた補助から、**支援ニーズや支援実績などに重点を置いた効果的・効率的な補助へ改めるべき。**
- 今後も新たに多機関協働事業等を実施する自治体の増加が見込まれる中で、これらの自治体は**予め支援ニーズの把握等を通じて事業実施の必要性を十分に検証**することが必要であり、厚生労働省は、適切に助言・指導を行うべき。

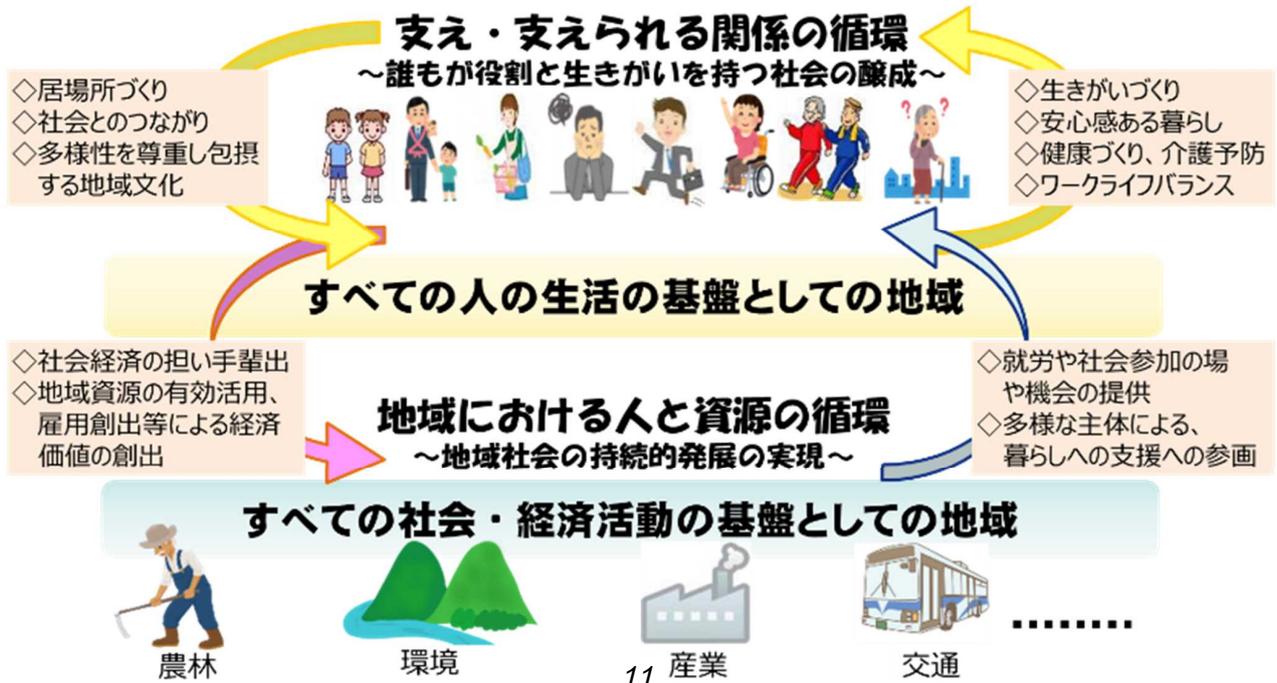
反映の内容等

- 厚生労働省において、多機関協働事業等の補助基準額の算定基礎となる支援員数について、**人口規模毎の配置状況及び支援実績を踏まえたものとするなどとし、基本基準額の見直しを行った。**
- 厚生労働省において、多機関協働事業等を含め、**重層的支援体制整備事業の質の向上及び持続可能な制度としていくための方策等について、「地域共生社会の在り方検討会議」で議論を行っており、令和7年夏を目途に取りまとめを行う予定である。今後、同検討会議の取りまとめを踏まえ、支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方、調査研究事業等により事業実施の必要性の判断方法等を検討し、自治体に対してこれらに係る助言・指導・提示等を行うこととした。**

(計数については、精査の結果、異同を生じる場合がある。)

地域共生社会の実現に向けて

| | |
|---------|--|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。 ○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。 |
| 目指すべき社会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会 <p>の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。</p> |



地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 地域で支え合う関係性の構築や支援関係機関同士が有機的な連携を行うことができる環境整備等

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

(任意事業：全国346箇所)

包括的な支援体制の整備に関する規定① (社会福祉法抜粋)

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

包括的な支援体制の整備に関する規定②（社会福祉法抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

（略）

重層的支援体制整備事業の実施における留意事項

令和5年8月8日付「重層的支援体制整備事業の実施について」別添1より

重層事業に係る心構え

・重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要である。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠。

➤ 会議体を開催してはみたものの、その場限りの関係性にとどまってしまい、連携・協働の体制として発展していかない。

➤ 重層事業を構成するすべての取組の実施に至ったものの、各分野別個の支援に留まっており、地域における支援ニーズを踏まえた新たな発想が生まれにくい。

・重層事業とは、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。

・各市町村における重層事業の担当部署及び担当者は、既存の支援の関係機関等を支援する、いわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の対象者への支援や、地域活動を一手に担ってしまうことは、決して望ましくない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまうと、重層事業本来の意義が失われる結果となりかねないことに留意が必要である。

重層的支援体制整備事業の実施における留意事項

令和5年8月8日付「重層的支援体制整備事業の実施について」別添1より

重層事業に向けて必要なプロセス

- (1) なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解
- (2) 「重層的な」取組を行うことの合意
- (3) 事業のデザイン

・先進事例を単純に取り入れるのではなく、庁内の体制を分析した上で、個別支援において連携・協働していくためにどのような組織づくりが必要なのか。

・「わがまち」の強みや、今後活かせるような社会資源等を把握した上で、それらを組み合わせるとどのような取組が可能か。



うちの相談窓口の課題はどういうものがあるのかな？

福祉部門の連携はある程度できているようだけど、地域とのネットワークがないから、支援が行き詰まるというような意見があるようだ。

地域となると、たとえばNPO関連のとりまとめをしているような部署や団体さんに声をかけて意見交換をしてもいいね。

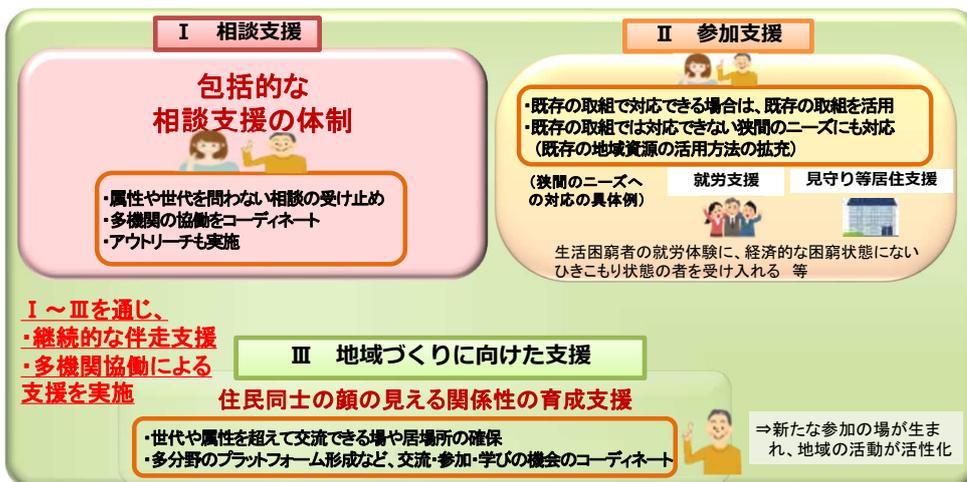
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

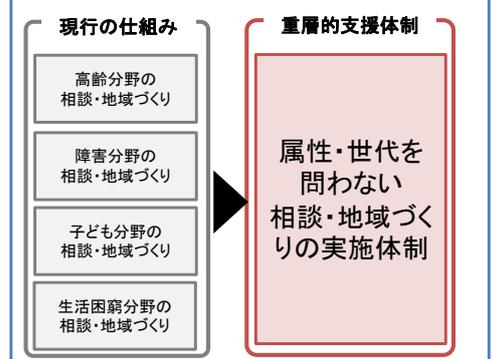
- ・市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- ・希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- ・市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- ・実施自治体数・・・令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村

重層的支援体制整備事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○ 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ①

×：よくある誤解 ○：本当は「こうだった」

| | |
|---|---|
| × | 重層的支援体制整備事業は、新しいものをゼロから作り上げる事業だ。 |
| ○ | 重層的支援体制整備事業は、これまで行ってきた事業では、対応できなかった課題を解決したり、これまで行ってきた事業をよりやりやすくするための事業だ。 ⇒ これまで行ってきた事業での蓄積は、すべて「財産」。なかったことにするのは「もったいない」。 ⇒ そもそも人口減少社会では、今ある資源／限られた人員で対応できるようにしないと、立ちゆかなくなる。 |
| × | 重層的支援体制整備事業は、全市町村で実施すべき事業だ。国もそう言っている。 |
| ○ | もともとの目的である、「包括的な支援体制の整備」を行うための手段は様々。 国は「全市町村で実施すべき事業だ」とは言っていない。（社会福祉法上も実施は任意とされている。） ⇒ 必ずしも重層的支援体制整備事業による必要はない。 ⇒ これまで行ってきた事業で課題が生じていなければ／もっとこうしたいという思いがなければ、重層的支援体制整備事業に取り組む必要はない。（取り組んでも効果はない。） |
| × | 重層的支援体制整備事業でなければ、実施できないことがある。 |
| ○ | 重層的支援体制整備事業でなければ実施できないことは、ないわけではないが「極めて少ない」。 ⇒ 地域ケア会議、生活支援コーディネーター、自立相談支援機関での相談受付、支援会議・・・ 包括的な支援体制の整備に資する手段は、これまでも実施されてきたはず。同じようなことを、看板だけ掛け替えてやっても意味はない。 もしそれがこれまでうまくいってなかったのであれば、まずはそれをうまくいくようにする方が先決では？ ⇒ 重層的支援体制整備事業は「サブシステム」であって、「メインシステム」ではない。 |
| × | 重層的支援体制整備事業を実施すべきかは、福祉の関係者だけで考えればよいことだ。 |
| ○ | たしかに統合される事業は福祉に関係する事業だが・・・ ⇒ そもそも包括的な支援体制の整備／地域共生社会の実現が目的。「このまちでどういう風に生きていきたいか」と連動する話。 であれば、主管課だけで、福祉の関係者だけで考えてよいわけではない。 ⇒ 事業実施如何以前に、「地域住民含め、全ての関係者とともに」まず包括的な支援体制をどのように整備するかを考えるべき。 ⇒ 人々の地域での暮らしは、福祉だけが支えているわけではない。 ⇒ 福祉の関係者以外も、「このまちでどういう風に生きていきたいか」を考え、各々取組を行っている。 例えば「地域づくり」は、地域住民なり、企業なり、いろいろな人が、いろいろな思いで、いろいろなことをやっている。 いかに「つながり」、一緒に考えられるようになるか。お互いwin-winの関係になれるか。 |

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ②

| | |
|---|--|
| × | 重層的支援体制整備事業は、社協に委託しているから大丈夫。 |
| ○ | 事業如何以前に、包括的な支援体制の整備に係る努力義務は「市町村」に課されている。 まずは、市町村が先頭になって、全ての関係者とともに包括的な支援体制をどのように整備するかを検討すべき。 ⇒ 社協に「丸投げ」していて、市町村が自身の言葉で包括的な支援体制をどのように整備していくか語ることができなければ、努力義務を果たしたことになる。 Cf) 地域福祉計画の策定、重層的支援体制整備事業実施計画の策定・・・ 社協に限らず、シンクタンクに／有識者に、「丸投げ」していることはないか。 シンクタンクも有識者も、自分たちの地域での暮らしに責任を持っているわけではない。最後は「自分たちで」考える。 |
| × | 重層的支援体制整備事業の「好事例」がほしい。 |
| ○ | 重層的支援体制整備事業の「好事例」は「ない」。 ⇒ 目的も分からず、手段だけ真似しても効果はない。 ⇒ 他市町村の事例を知って、「うちには○○がないから、△△がないからできない」と思うのは当たり前。市町村ごとに状況は異なる。 大事なことは、「このまちに何があるか、誰がいるのか、自分たちのまちで何が必要なのか・何がしたいのか」 |
| × | 複雑・複合なケースに対応するためには、ワンストップ窓口を作ればいい。 |
| ○ | 本当にワンストップ窓口でなければ対応できないのか？ ⇒ これまでも、既存窓口では、対象者以外から相談があったら適切な窓口を案内していたはず。 高齢者とひきこもりの子の世帯があったら、地域包括支援センターは、ひきこもりの子のことを「見なかったことにした」ことはないのでは？ ⇒ 既存窓口間の連携が取れていれば、ワンストップ窓口でなくても対応できる。 ⇒ またそもそも、1つの窓口・1人の職員が、すべての制度を理解して、適切な案内ができるようにするのは極めて困難。 かえって支援の質が低下したり、担当者が疲弊する。 |
| × | 複雑・複合なケースは、多機関協働事業者にすべてまかせればいい。 |
| ○ | まずは、既存窓口で対応することが前提。 ⇒ 重層的支援体制整備事業は「体制整備事業」であって、「支援事業」ではない。複雑・複合なケースが解決されればそれで終わりではない。 人口減少社会の中、支援者側が減っても複雑・複合なケースにも対応できる「体制」を作っていくことが重要。 ⇒ 多機関協働事業者は、支援者間の調整をして、支援体制を作ることが仕事。 新たな「縦割り」を生み出したわけではない。基本的には支援対象者本人に直接接しない。 = いずれは、多機関協働事業者に頼らずとも、既存窓口同士で対応できるようになることが理想。 = 多機関協働事業者につなぐべきケースは何なのかを関係者間で考え、 15 ースを減らしていくという意識が大切。 |

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ③

| | |
|---|--|
| × | アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、ひきこもりの人の家を訪問する事業だ。 |
| ○ | アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、単に訪問することを目的とする事業ではない。 ⇒ まず、既存の相談窓口等や地域住民等から、支援が届いていない人の情報を把握できる体制を作ることが重要。 そもそも、誰に支援が届いていないのか、事業者が単独で探すには相当の時間がかかるし、探し出せないことも。 ⇒ その上で、支援が届いていない人に、「継続的に」関わっていく。 手段はアウトリーチに限定されない。本人に会えなくても、本人の関係者からの情報収集からスタートしてもよい。「回数稼ぎ」のために訪問しても逆効果。 |
| × | 参加支援をするには、対象者のための「居場所」を「新しく」作らなければならない。 |
| ○ | 参加支援をするために、本当に「新しい」「居場所」が必要なのか。 ⇒ 新しくなくても、居場所でなくても、参加のための手法は何でもいい。 ⇒ 新しいものが必要だと考えてしまうのは、そもそも地域にどのようなつながりがあるかを知らないからでは？ (参加支援事業では、「来たるべき日」に備えて、日頃から地域の関係者との「顔つなぎ」も行うこととされている。) |
| × | 参加支援「事業」は、すべての住民を対象とするものだ。 |
| ○ | 参加支援事業は、多機関協働事業による重層的支援会議で、同事業の利用が必要とされた人が利用できるものだ。 ⇒ 事業として実施できることは限られている。 同事業の利用が必要とされた人以外を支援対象にしたいならば、それは同事業による参加支援ではなく、任意で行われた参加支援。 |
| × | 「地域づくり」は何をしていいかわからないから、まずはイメージがつく「相談支援の包括化」を頑張ればよい。 |
| ○ | 支援策として提示できることが限られているのに、安心して相談を受け付けできるのか？ ⇒ 地域にどのような資源があるのか把握できていなければ、相談窓口が支援策として提示できるのは公的なサービスだけ。 ⇒ 公的なサービスの対象にならない相談者＝制度の狭間にいる相談者が現れたら？ 支援策が提示できない人の相談を窓口は受けたがるだろうか？ ＝ 相談支援の包括化よりも、地域づくりの方が大切。まずは地域にどのような活動が行われているか、どのような資源があるかを把握することからはじめよう。 |
| × | 地域づくり事業は、福祉の関係者が主体となって行わなければならないことだ。 |
| ○ | 「地域づくり」自体は、庁内だけで考えても、取り組んでいる部署はたくさんある。 ⇒ 例えば、企画部局は、長らく地域住民とともに地域のことを考えてきたはず。 やったことがないことに取り組むのは難しい。それならやったことがある人・得意な人に相談にいけばよいのでは？ ⇒ 人々の地域での暮らしは、福祉だけで成り立っているわけではないことを考えても、福祉の関係者だけで考えればよい・行動すればよいわけではない。 地域づくり事業の実施要綱で定めている範囲は狭いが、他の地域づくり施策等との接続を意識することは不可欠。 |

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ④

| | |
|---|--|
| × | 重層的支援体制整備事業は多世代を対象とした事業なのだから、多世代を対象にした居場所を新しく作らないといけな。 |
| ○ | そもそも、地域住民は「多世代を対象にした居場所」を求めているのか。地域にはそういう居場所はないのか。 ⇒ 地域活動は、楽しくなければ参加しないし、続かない。役所の都合で「やらせよう」としてもうまくいくはずはない。 作ろうとした居場所に、自分だったら行くだろうか。居場所を作れと役所に言われて、自分だったら作るだろうか、続けるだろうか。 ⇒ 今ある居場所も、多世代交流がしたければ自然とそうなるし、逆も然り。 ⇒ 居場所に限らず、全ての地域活動は、自発的で楽しいものであるべき。 その活動の何を評価するか、評価の形として資金を投入するか否か、投入するならどの財源を用いるか、判断は市町村次第。 |
| × | 重層的支援体制整備事業として実施したことに要する費用なら、重層的支援体制整備事業交付金の交付対象だ。 |
| ○ | 「重層的支援体制整備事業として実施したこと」として認められる範囲は、実施要綱に定められていることに限定されており、その上で交付対象として認められる費用は、交付要綱に定められていることに限定されている。 ⇒ 当たり前だが、それぞれの取組が、「包括的な支援体制の整備」のために行われているものなのか、重層的支援体制整備事業実施要綱に定められているものなのか、きちんと整理しておくことが必要。 ⇒ 全ての取組は「いい」取組。ただ、そのことと、事業として認められるか、交付対象であるか（税金が投入されるか）は別問題。 |
| × | 重層的支援体制整備事業は、一度関係者と話し合っていれば、開始後もずっとうまくいく。 |
| ○ | 重層的支援体制整備事業に限らず、すべての事業において、「ずっとうまくいく」ことはない。 ⇒ 日々新たな課題が生じる／やりたいことが生じる、担当者が異動する中では、定期的な「調整」が重要。 PDCAサイクルを活用し、事業により実施したことで目的は達成できているか、関係者間で「このまちでどう風生きていきたいか」が共有されているか、何度も確認して、必要な対応を行っていくべき。 |
| × | 重層的支援体制整備事業は一度始めたら辞められないし、交付金はずっともらえる。 |
| ○ | 重層的支援体制整備事業に限らず、すべての事業において、「ずっとうまくいく」ことはない。一定の期間（例えば地域福祉計画の期間）で体制を作り上げる必要。 ⇒ 実施する必要がなくなれば、辞めることもできる。 ⇒ 目的に応じて、必要な手段は何なのかを考えた結果、重層的支援体制整備事業ではないということであれば、もちろん辞めても問題はない。 (辞めた市町村もある。) ⇒ 「体制整備事業」という事業の趣旨を鑑みれば、国や都道府県の補助がいつまでも続くわけではなく、自走できる体制を作る必要。 |

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ まとめ

大切だけれど忘れがちなこと

★ 「（国が示した）手段をやればうまくいく」はずはない。大切なのは「何のためにやるのか」。手段は目的に照らして「選ぶ」もの。

★ 「○○をやらなければならない」という人に対しては、まず「どうしてそう思ったのか」をたずねる。（何事も鵜呑みにしない。）

★ 思考を停止しない。決められたこと・書かれていることをこなすだけが仕事ではない。
今地域で何が起きていて、それに対して、行政として、何のため・誰のためにどういう手段でやるのか、常に考え続ける。

★ 地域住民を含め、全ての関係者とともに、以下を行っていく。

- ① 自分たちの言葉で、自分たちが地域で生きていくにあたり、必要な「包括的な支援体制」とは何かを語れるようにする。
- ② 体制整備に関連し、今誰が・誰と・誰に向けて・何をやっているのか、そこにある課題や現状認識をしっかりと行う。
- ③ これまで行ってきたことに加えて、+αでやらなければならないこと・やりたいことは何なのか、話し合う・実行する。
- ④ 定期的に振り返り、やらなければならないこと・やりたいことを考え直して、実行する。

★ これらはすべて少し考えれば「当たり前」の話。
「役所の担当者」、「専門職」・・・
一度自身の肩書きからも、「事業をどうするか」からも離れ、「一住民としてどういう風に生きていきたいか」考えることが大切。

すべては「このまちでどういう風に生きていきたいか」。
そんな大事なことを国にすべて任せてもいいのか。自分たちで考えるべきことではないか。

重層的支援体制整備事業交付金に係る見直し

○ 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備にあたっての手段の1つでしかないにも関わらず、地域住民を含む関係者等との検討や現状の課題分析が行われることなく、実施が決定され、事業の実施自体が目的となっている状況が見られることを踏まえ、以下の取組を実施する。

1. 重層的支援体制整備事業実施の必要性の確認

○ 重層的支援体制整備事業を実施する必要があるか又は実施することによる効果が期待できるかを確認する観点から、重層的支援体制整備事業の実施を希望する全市町村に対し、重層的支援体制整備事業の実施にあたって必要なプロセスを経ているか、重層的支援体制整備事業でなければ解決できない課題等は何か（重層的支援体制整備事業を実施する理由）等が確認できる資料の提出を求める。

2. 多機関協働事業等による支援実績件数の公表、支援実績件数が少ない場合の状況確認

○ 多機関協働事業等の支援実績件数について、四半期ごとに提出を求めている実績報告の結果を、厚生労働省HPで公表する。
○ 支援実績件数が0件である状態が続いている市町村のうち、地域共生社会推進室が必要と判断した市町村に対しては、直接確認を行う。

3. 重層的支援体制整備事業交付金の適正な執行

○ 重層的支援体制整備事業は「体制整備」を目的とするものであり、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画等の策定や改定を通じて、いつまでにどのような体制を整備するのか、事業の成果目標や成果指標を設定した上で、「体制整備」を**目指すべき事業**である。
○ このため、重層的支援体制整備事業交付金の交付も、スタートアップ支援としての性格を有するものであり、特に多機関協働事業等に対する交付は、社会福祉法上予算の範囲内で行われることになっており、恒久的な措置とはなっていない。
○ 多機関協働事業等に要する費用への交付は、事業開始初期に重点的に行いつつ、一定期間経過時点においては、交付終了又はそれ以降の交付は必要な費用に限定して行うものであることに留意すること。（具体的な期間や一定期間終了後の支援の方策については、令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の交付に際して提示する。）
○ また、重層的支援体制整備事業は、社会福祉法に定めるとおり、相談支援・地域づくり・参加支援に係る事業を一体的に実施することで、地域生活課題に対する支援体制等を一体的かつ重層的に整備するものとされていることから、これに適合しないと考えられる市町村については、重層的支援体制整備事業交付金の対象とはならない場合があることに留意すること。
○ 重層的支援体制整備事業の事業評価については、地域共生社会の在り方検討会議の議論等を踏まえて提示することを検討しているが、各市町村においては、まず自ら掲げた事業の成果目標や成果指標をもとに、PDCAサイクルを徹底することにより、不断の見直しに努めること。

多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し

- 財務省の予算執行調査の結果や、令和6年3月の社会・援護局関係主管課長会議資料において示した、多機関協働事業等における人員配置状況についてのアンケート調査結果を踏まえ、下表のとおり交付基準額の見直しを行うこととする。
- なお、この交付基準額は、多機関協働事業等の実施状況や実施効果等にあわせ、次年度以降も必要に応じて見直しを行う予定。

(単位：千円)

| 市町村人口規模(※) | 交付基準額 | |
|---------------|---------|---------|
| | 令和6年度まで | 令和7年度から |
| 1万人未満 | 25,300 | 15,000 |
| 1万人以上～3万人未満 | 28,000 | 18,000 |
| 3万人以上～5万人未満 | 31,000 | 21,000 |
| 5万人以上～10万人未満 | 33,800 | 25,000 |
| 10万人以上～20万人未満 | 42,000 | 30,000 |
| 20万人以上～30万人未満 | 50,500 | 35,000 |
| 30万人以上～40万人未満 | 56,000 | 40,000 |
| 40万人以上～50万人未満 | | 50,000 |
| 50万人以上 | 61,800 | 55,000 |

(※) 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

(※) このほか、重層的支援体制整備への移行準備事業の補助基準額についても、あわせて見直しを行う。

多機関協働事業等の重層的支援体制整備事業実施要綱における取扱いの明確化

- 多機関協働事業等に対する重層的支援体制整備事業交付金の交付に際し、社会福祉法第106条の4に定める重層的支援体制整備事業の考え方に沿った、適切な事業実施及び同事業実施要綱に定める趣旨の明確化を図ることとし、以下のとおり具体的な内容をお示しする。

1. 多機関協働事業

- **多機関協働事業は**、以下を目的とする事業であり、重層的支援体制整備事業の全体像を把握した上で、支援者を支援する機能や事業全体のマネジメントを行う司令塔の機能を担うものであることを踏まえ、**包括的な支援体制の整備主体である市町村が、責任を持って自ら実施することを原則**とする。
 - ・ 重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと
 - ・ 単独の支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行うこと
 - ・ これらを通じて、重層的支援体制整備事業に関わる者の連携の円滑化を進め、市町村における包括的な支援体制の整備を支援すること
- ※ ただし、令和7年度にあつては、経過措置として、一定の要件を満たす場合には、委託を行うことも可能とする。

2. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業／参加支援事業

- **アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業は**、多機関協働事業に繋がったケースのうち、「複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人」「既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人」のためと、**これまで各市町村で実施してきた事業等では対応できない者を想定した「支援体制を整備」することを目的**としている。
- この目的に照らし、**以下の場合に該当する市町村に対しては、両事業に要する費用に対する重層的支援体制整備事業交付金の交付にあたり、査定を行う場合があることに留意**されたい。
 - ・ 「既存制度や事業（生活困窮者自立支援制度やひきこもり支援事業等）により対応できる者」を対象とした「支援」を行っている場合
 - ・ 参加支援事業において、重層的支援会議を経ずに同事業が利用できる体制となっている場合
 - ・ 参加支援事業における支援メニューを作成する際、地域のあらゆる社会資源を把握しその活用を検討しないまま、単に新たな「居場所づくり」を行っている場合
 - ・ その結果、これまで各市町村が実施してきた事業等に要する費用を両事業に要する費用へと移し替えたり、両事業の対象者として適当ではない者に要する費用が両事業に要する費用に含まれている場合

包括的な支援体制の整備に向けた都道府県による後方支援の強化

- 都道府県による包括的な支援体制の整備に係る支援は、社会福祉法第6条第3項に基づき、実施が義務づけられていること、「地域共生社会の在り方検討会議」において、包括的な支援体制の整備に係る都道府県の役割の見直しについても論点になっていること等を踏まえ、以下を実施する。

1. 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業（旧：重層的支援体制整備に向けた都道府県後方支援事業）の適切な運用

- 都道府県においても、重層的支援体制整備事業の実施自体が目的化しているところや、重層的支援体制整備事業の目的はワンストップ窓口を開設することであると認識しているところがあり、管内市町村の包括的な支援体制の整備に係る課題等を把握することなく、重層的支援体制整備事業の実施のみ・ワンストップ窓口の設置のみを勧めている場合がある。
- このため、令和7年度の同事業に係る補助金の交付申請にあたっては、以下を徹底することとする。
 - ・ 重層的支援体制整備事業の実施の有無に関わらず、**管内市町村における包括的な支援体制の整備に係る課題を把握すること**
 - ・ 補助金の交付を希望する取組について、
 - ・ **包括的な支援体制の整備という目的に照らし、現状の課題把握・分析を行った上で、解決策を選択できるようになるための内容とすること**
 - ・ 管内市町村における包括的な支援体制の整備に係る課題に照らして、内容を決定すること

2. 都道府県による後方支援の強化

- 社会福祉法に定める地域共生社会の実現と包括的な支援体制の整備の関係などについて、更なる理解を深めた上で、市町村への支援を行うことができるよう、都道府県においても「包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修」を積極的に受講するよう求める。
- 都道府県が行う包括的な支援体制の整備に係る研修等に、地域共生社会推進室の職員を派遣し、地域共生社会の概念や包括的な支援体制の整備との関係性や、包括的な支援体制の整備プロセス等を説明する「都道府県キャラバン」を実施する。（年度当初に申込受付予定。）

包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修の実施

- 包括的な支援体制の整備を促進するため、「市町村全域に目を向け、包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現のために、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を行うことができる人材及びそういった人材を育成できる人材」の育成を目指し、**市町村の管理職向け研修及び都道府県向け研修を実施**する。

| | 市町村の管理職向け研修 | 都道府県向け研修 | | |
|--------------|--|--|--|-------|
| 研修目的 | ○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性を理解し、包括的な支援体制の整備手法、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備指針を検討した上で、包括的な支援体制の整備に向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を市町村が行う重要性を理解し、それらを踏まえて自らの市町村にて、必要な対応を行うことができるようにする。 | ○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性や包括的な支援体制の整備手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性への理解を深め、管内市町村の支援ニーズを踏まえた支援策を講じることができるようにする。 | | |
| 研修開催時期 | 令和7年9月～令和8年1月 | 令和7年9月～令和8年1月 | | |
| 開催回数 | 6回（いずれも同一内容とする。） | 2回（いずれも同一内容とする。） | | |
| 開催方法 | オンライン | オンライン | | |
| 1回あたり募集人数 | 50名程度 | 15名程度 | | |
| カリキュラムイメージ | 研修内容 | 研修時間 | 研修内容 | 研修時間 |
| | ・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備に係る制度的理解 | 45分程度 | ・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介 | 75分程度 |
| | ・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介 | 60分程度 | ・ 都道府県による、包括的な支援体制の整備に係る市町村支援の重要性 | 45分程度 |
| | ・ 市町村庁内での政策立案、組織マネジメントの重要性 | 60分程度 | ・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク | 60分程度 |
| | ・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク | 60分程度 | | |
| ・ 修了確認レポート作成 | 15分程度 | | | |